

○杵築市公共下水道条例

※以下抜粋

(排水設備の接続方法、内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則に定める基準によること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾（こう）配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	排水管の内径 （ミリメートル）	排水管の勾（こう）配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾（こう）配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠（きょ）の場合にあつては、同表に定める排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 （平方メートル）	排水管の内径 （ミリメートル）	排水管の勾（こう）配
200未満	100以上	100分の2.0以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1.0以上